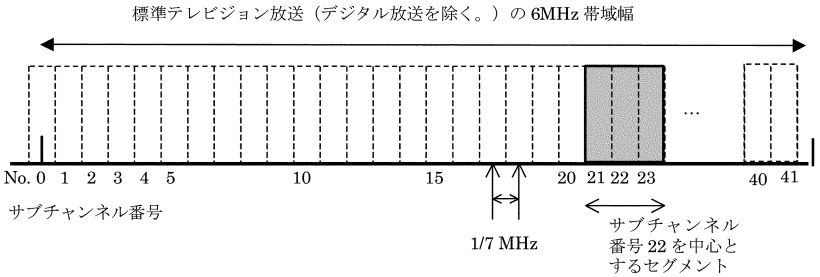
ただし、サブチャンネル番号とは、下図に示すように、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第88号）第４条に規定する６MHz帯域幅を１／７MHzごとに区切り、帯域の左端より番号付けしたものである。



⑵　地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送及びセグメント連結伝送放送であって13セグメント形式のＯＦＤＭフレームによるもの

セグメント番号	モード１の初期値	モード２の初期値	モード３の初期値
11	11111111111	11111111111	11111111111
9	11011001111	01101011110	11011100101
7	01101011110	11011100101	10010100000
5	01000101110	11001000010	01110001001
3	11011100101	10010100000	00100011001
1	00101111010	00001011000	11100110110
0	11001000010	01110001001	00100001011
2	00010000100	00000100100	11100111101
4	10010100000	00100011001	01101010011
6	11110110000	01100111001	10111010010
8	00001011000	11100110110	01100010010
10	10100100111	00101010001	11110100101
12	01110001001	00100001011	00010011100

２　変調信号の振幅は、以下のとおりとする。

W_iの値	変調信号の振幅（Ｉ，Ｑ）
0	（４／３，０）
1	（－４／３，０）

３　別表第八号及び別表第十七号に示す帯域の右端のＣＰ信号の変調信号は、以下のとおりとする。

右端のＣＰの変調信号

モード	変調信号の振幅（Ｉ，Ｑ）
モード１	（－４／３，０）
モード２	（＋４／３，０）
モード３	（＋４／３，０）

別表第十五号　伝送主信号の構成及び送出手順等（第15条第１項関係）

１　１多重フレームに含まれるＴＳパケット数

	モード	１多重フレームに含まれるＴＳパケット数			
		ガードインターバル比１／４	ガードインターバル比１／８	ガードインターバル比１／16	ガードインターバル比１／32
１セグメント形式	モード１	80	72	68	66
	モード２	160	144	136	132
	モード３	320	288	272	264
３セグメント形式	モード１	320	288	272	264
	モード２	640	576	544	528
	モード３	1280	1152	1088	1056
13セグメント形式	モード１	1280	1152	1088	1056
	モード２	2560	2304	2176	2112
	モード３	5120	4608	4352	4224

注　１セグメント形式は地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送又はセグメント連結伝送放送であって１セグメント形式のＯＦＤＭフレームによるものを、３セグメント形式は地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送であって３セグメント形式のＯＦＤＭフレームによるものを、13セグメント形式は地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送又はセグメント連結伝送放送であって13セグメント形式のＯＦＤＭフレームによるものを表す。

２　伝送主信号の構成及び送出手順

